

## 長崎県幼保小連携推進協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領の理念に基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る関係機関の連携を促進するための方策として、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の職員相互の、教育内容や指導方法等の理解推進と教育・保育の質の向上について関係者が協議する市町の連携体制整備をより推進し実効性があるものとするため、長崎県幼保小連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 第1条の目的を達成するために必要な協議事項は、協議会が別に定める。

### (構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課長、副会長は、長崎県教育庁義務教育課長をもって充てる。
- 3 委員は、県内市町幼児教育・保育施設担当課長、教育委員会小学校所管課長、長崎県幼児教育センター長をもって充てる。
- 4 協議会において、必要があるときには、学識経験者、保育事業者、関係する県職員等の臨時委員を置くことができる。

### (招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が指名した者が行う。
- 3 会長は必要に応じて、協議事項について、専門的知識を有する者、保育事業者、関係する県職員その他の者に出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。